

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
6月22日
(火曜日)

目次

告示
山口県私立学校審議会の委員の定数に関する告示の一部改正(学事文書課)……………一
公告
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(四件)(商政課)……………一
大規模小売店舗立地法第五条第五項の規定による届出(商政課)……………五
土地改良区の解散の認可(農村整備課)……………五
防府都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)……………六
小野田都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………六
山陽都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………六
小野田都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………六

山口県告示第二百五十五号

山口県私立学校審議会の委員の定数に関する告示(昭和二十五年山口県告示第百六十四号)の一部を次のように改正し、平成二十二年七月一日から施行する。

平成二十二年六月二十二日

山口県知事 二井 関成

「十三人」を「十人」に改める。



(二二二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十二年六月二十二日から同年十月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市産業観光部産業政策課及び周南市新南陽総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク今宿店

所在地 周南市新宿通五丁目二四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久

住所 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名 田中 康男

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社丸久	変更前	変更後
	蔵澄 均	"	"	田中 康男	"

四 届出年月日

平成二十二年五月二十七日

五 変更年月日

平成二十二年四月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク新南陽店

所在地 周南市大字富田二七六三
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	田中 康男	田中 康男	田中 康男
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社丸久	"	"

四 届出年月日
 平成二十二年五月二十七日
 五 変更年月日
 平成二十二年四月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 アルク徳山東店
 所在地 周南市松保町一七〇四の五
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 中央産業株式会社 光市中央二丁目一番二〇号 密山 海俊
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社丸久	田中 康男	田中 康男
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久

四 届出年月日
 平成二十二年五月二十七日
 五 変更年月日
 平成二十二年四月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 アルク桜木店
 所在地 周南市桜木一丁目一〇番一号
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 株式会社ミコー食品 岩国市周東町上久原三三四の五 松田 清治
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗を設置する者の住所	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の住所	岩国市玖珂町一〇〇二の一	岩国市周東町上久原三三四の五	岩国市周東町上久原三三四の五

四 届出年月日
 平成二十二年五月二十七日
 五 変更年月日
 平成二十年十一月二十三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 アルク桜木店
 所在地 周南市桜木一丁目一〇番一号
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 株式会社ミコー食品 岩国市周東町上久原三三四の五 松田 清治
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	沼本 盛衛	松田 清治	松田 清治

四 届出年月日
 平成二十二年五月二十七日
 五 変更年月日
 平成二十一年十一月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク桜木店

所在地 周南市桜木一丁目一〇番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

株式会社ミコー食品 岩国市周東町上久原三三四の五 松田 清治

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前 田中 康男

変更後

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社丸久

藏澄 均

田中 康男

四 届出年月日

平成二十二年五月二十七日

五 変更年月日

平成二十二年四月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク慶万店

所在地 周南市慶万町一八三三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

工又・ティ・ティ都市開 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号 三ツ村正規 発株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前 田中 康男

変更後

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社丸久

藏澄 均

田中 康男

四 届出年月日

平成二十二年五月二十七日

五 変更年月日

平成二十二年四月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク徳山中央店

所在地 周南市花畠町一二七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

周南システム産業株式会社 周南市江口一丁目一番一号 多治見直幸

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前 田中 康男

変更後

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社丸久

藏澄 均

田中 康男

四 届出年月日

平成二十二年五月二十七日

五 変更年月日

平成二十二年四月七日

(二二二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十二年六月二十二日から同年十月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業建設部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸久厚狭店

所在地 山陽小野田市大字厚狭四七八の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	藏澄均	変更前
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	田中康男	変更後
届出年月日	平成二十二年五月二十七日	
変更年月日	平成二十二年四月七日	
届出年月日	平成二十二年五月二十七日	
変更年月日	平成二十二年四月七日	
届出年月日	平成二十二年五月二十七日	
変更年月日	平成二十二年四月七日	

四 届出年月日

平成二十二年五月二十七日

変更年月日

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小野田店

所在地 山陽小野田市大字西高泊六四〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	藏澄均	変更前
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	田中康男	変更後
届出年月日	平成二十二年五月二十七日	
変更年月日	平成二十二年四月七日	
届出年月日	平成二十二年五月二十七日	
変更年月日	平成二十二年四月七日	

四 届出年月日

平成二十二年五月二十七日

変更年月日

大規模小売店舗の名称及び所在地

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク港町店
所在地 山陽小野田市港町五八一〇の一
届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	藏澄均	変更前
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	田中康男	変更後
届出年月日	平成二十二年五月二十七日	
変更年月日	平成二十二年四月七日	
届出年月日	平成二十二年五月二十七日	
変更年月日	平成二十二年四月七日	

四 届出年月日

平成二十二年五月二十七日

五 変更年月日

平成二十二年四月七日

(二二三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十二年六月二十二日から同年十月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び平生町役場において公衆の縦覧に供します。
平成二十二年六月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸久平生店

所在地 熊毛郡平生町大字平生村二三六の四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗を業を行う者の氏名又は名称	変更前	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社丸久	蔵澄均	田中康男	

四 届出年月日
平成二十二年五月二十七日
五 変更年月日
平成二十二年四月七日

(二二四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十二年六月二十二日から同年十月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び阿武町役場において公衆の縦覧に供します。
平成二十二年六月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 サンマート奈古店
所在地 阿武郡阿武町大字奈古三三二六の二
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 株式会社サンマート
住所 防府市大字新田一〇二二の三
代表者の氏名 三好新一郎
阿武郡阿武町大字奈古二七九六
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社サンマート	田中康男	原田頼幸	

名

四 届出年月日
平成二十二年五月二十七日
五 変更年月日
平成二十一年五月二十八日

(二二五) 大規模小売店舗立地法第五条第五項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出がありました。
平成二十二年六月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 サンマート須々万店
所在地 周南市大字須々万本郷三〇七の一
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
一、四一九平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
九二一平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成十八年十月十五日

(二二六) 土地改良区の解散の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定に基づき、土地改良区の解散を次のとおり認可しました。

平成二十二年六月二十二日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称 認可年月日
光市島田川土地改良区 平成二二、六、一一

(二一七) 防府都市計画道路の変更の案の縦覧
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、防府都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る防府都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年六月二十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
防府都市計画道路三・三・一環状一号線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
防府市大字牟礼、大字江泊、牟礼今宿二丁目及び牟礼柳
- 三 変更の内容
区域及び構造の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間
平成二十二年六月二十二日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課
- 一 都市計画の種類及び名称
防府都市計画道路三・三・五富海大道線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
防府市大字牟礼
- 三 変更の内容
構造の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間
平成二十二年六月二十二日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課

(二一八) 小野田都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による小野田都市計画用途地域の変更に係る同法第

十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年六月二十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
小野田都市計画用途地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(二一九) 山陽都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年六月二十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
山陽都市計画用途地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(二二〇) 小野田都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による小野田都市計画準防火地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年六月二十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
小野田都市計画準防火地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

平成二十二年六月二十二日
印刷発行

発行人
所

山口県知事
庁